

■原子炉設置変更許可（2020年2月26日許可）の基本設計方針を、下表の設備・機器に反映し、各設備・機器の詳細仕様を明確化。

施設・設備の区分	主な設備・機器
原子炉本体	原子炉圧力容器※
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	可搬型大容量送水ポンプ、使用済燃料貯蔵プール水位／温度計
原子炉冷却系統施設	高圧代替注水系タービンポンプ、直流駆動低圧注水系ポンプ
計測制御系統施設	格納容器内圧力計、原子炉建屋内水素濃度計
放射性廃棄物の廃棄施設	排気筒※
放射線管理施設	プロセス・エリアモニタリング設備※
原子炉格納施設	原子炉建屋※、原子炉格納容器※、格納容器圧力逃がし装置、静的触媒式水素再結合装置
非常用電源設備	ガスタービン発電設備、電源車、蓄電池
常用電源設備	発電機※、変圧器※、遮断器※
補助ボイラー	補助ボイラー※
火災防護設備	火災区画構造物※、ハロンガス消火設備
浸水防護施設	防潮堤、防潮壁、水密扉
補機駆動用燃料設備	タンクローリ
非常用取水設備	貯留堰※、取水路※、海水ポンプ室※
緊急時対策所	緊急時対策所

※既存設備を示す